（水道法施行規則の一部改正）

第九条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の申請） **第十八条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　法第二十五条の三第一項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二　（略） ３　（略） （厚生労働省令で定める者） **第二十条の二**　法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （変更の届出） **第三十四条**　（略） ２　第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一　（略） 二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書	（指定の申請） **第十八条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 二　（略） ３　（略） （新設） （変更の届出） **第三十四条**　（略） ２　第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。 一　（略） 二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

様式第二中「ヘ」を「ホ」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の取消しに関する届出） **第十二条の三の二**　社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。 ２　前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。	（新設）